

# Hiroshima NOW

10

2024

やさしい日本語 No. 30

## 子ども手当の支援の内容が広がります

ひろしま市民と市政 9月1日号 (P3)

令和6年(2024年)10月分の子ども手当から支援の内容が広がります。令和6年(2024年)10月分の子ども手当は12月にもらうことができます。

### ◆ どのようなことが変わりますか？

- 所得<はたらいてもらおうお金>の制限がなくなります。所得が たくさんある人も この支援を受けることができます。

- 子ども手当を もらうことができる期間が ながくなります。

令和6年(2024年)9月分まで  
0歳から 15歳になってから 最初の3月31日が来るまで(中学校が 終わるまで)

令和6年(2024年)10月分から  
0歳から 18歳になってから 最初の3月31日が来るまで(高校生の年れいまで)

- 3人目からの 子どもは 子ども手当でもらうことができるお金の金がかが 増えます。
- 3人目からの 多子加算\*のカウントの 対象となる 子どもの年れいが 変わります。  
\*多子加算とは 子どもが3人よりたくさんいるとき もらうことができるお金の金がかが 増えることです。

令和6年(2024年)9月分まで  
0歳から 18歳になってから 最初の3月31日が来るまで(高校生の年れいまで)

令和6年(2024年)10月分から  
0歳から 22歳になってから 最初の3月31日が来るまで(大学生の年れいまで)

- 子ども手当を もらうことができる回数が 変わります。

令和6年(2024年)9月分まで  
1年のうち 3回

令和6年(2024年)10月分から  
1年のうち 6回(もらうことができる月:4月、6月、8月、10月、12月、2月)

◆ **だれが 児童手当を もらうことができますか？**

つぎの ①と②のどちらもあたる人

① 広島市に 住民登録をしている人

② 日本に住む 0歳から 高校生の年れいまで（18歳になってから 最初の3月31日が来るまで）の 子どもをそだてている人

◆ **児童手当は いくら もらうことができますか？**

|                            | 令和6年（2024年）9月分まで                          | 令和6年（2024年）10月分から                         |
|----------------------------|---|---|
| 0歳から<br>2歳まで               | 15,000円                                   | 1人目と 2人目の子ども：15,000円<br>3人目からの子ども：30,000円 |
| 3歳から<br>小学校を<br>卒業するま<br>で | 1人目と 2人目の子ども：10,000円<br>3人目からの子ども：15,000円 | 1人目と 2人目の子ども：10,000円<br>3人目からの子ども：30,000円 |
| 中学生                        | 10,000円                                   |   |
| 高校生の<br>年れい                | もらうことはできません                               |   |
| 所得の制限                      | あります                                      | ありません                                     |

◆ **手続きは どうすればいいですか？**

つぎの ABC のどれかにあたる人は 児童手当をもらうために 申請をしてください。申請書を 区役所の福祉課に 出してください。

A 所得<はたらいてもらおうお金>が たくさんあって 児童手当をもらうことができる資格が いまはない人。または 児童手当をもらうことができる資格を 認めてもらえなかった人

B 高校生の年れいの 子どもを そだてている人

C あたらしく 多子加算のカウントの対象となる 大学生の年れいの子どもを そだてている人

◆ **いつまでに 申請をすればいいですか？**

申請書は 令和6年（2024年）9月30日（月曜日）まで 受けつけていました。

しかし 令和7年（2025年）3月31日までに 申請書を出せば 令和6年（2024年）10月分からの児童手当を さかのぼってもらうことができます。

☹️ **気をつけてください！**

令和7年（2025年）4月1日からあとになって 申請書を出したときは 令和6年（2024年）10月分からの児童手当を さかのぼってもらうことができません。

くわしいことは ひろしましやくしょ 広島市役所のホームページを み 見てください。または くやくしょ ふくしか 区役所の福祉課に  
きいてください。

ひろしましやくしょ 広島市役所のホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/393954.html>



と 問い合わせ：くやくしょ ふくしか 区役所の福祉課

| <small>く</small><br>区     | Tel.         | <small>く</small><br>区         | Tel.         |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| <small>なかく</small><br>中区  | 082-504-2569 | <small>あさみなみく</small><br>安佐南区 | 082-831-4945 |
| <small>ひがしく</small><br>東区 | 082-568-7733 | <small>あさきたく</small><br>安佐北区  | 082-819-0605 |
| <small>みなみく</small><br>南区 | 082-250-4131 | <small>あきく</small><br>安芸区     | 082-821-2813 |
| <small>にしく</small><br>西区  | 082-294-6342 | <small>さえきく</small><br>佐伯区    | 082-943-9732 |